

せんしゅんかいデイサービスセンター今里

通所介護事業・日常生活支援総合事業第一号通所事業 運営規程

第1条（事業の目的）

医療法人社団千春会が開設する、せんしゅんかいデイサービスセンター今里（以下「事業所」という）が行う指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、生活相談員、その他の従業者（以下「職員」という）が要介護状態、又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な通所介護・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス(以下「サービス」という)を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

- 1 事業所の職員は、要介護者、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、生活の質を重視した日常生活が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護事業に係わる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

第3条（事業の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 せんしゅんかいデイサービスセンター今里
- (2) 所在地 京都府長岡京市今里庄ノ淵32

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする)
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員：2名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置）
生活相談員は、利用者の生活向上を図る為、利用者からの相談に応じるとともに必要な助言、その他の援助等を行う。
- (3) 介護職員：5名以上（サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置）
介護職員は利用者の入浴・食事等の介護サービスを提供、又は必要な支援を行う。
※生活相談員又は介護職員の内1名以上を常勤とする。
- (4) 看護職員：1名以上（毎日1名以上配置する）
利用者の健康管理業務等を行う
- (5) 機能訓練指導員：1名以上
機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(6) 歯科衛生士：1名以上

歯科衛生士は利用者の口腔機能を把握し口腔清掃の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する指導及び訓練を、他の職員と連携し行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から土曜日とする。

但し、12月30日から1月3日及び事業所の諸般の事情により休業日を設ける場合がある。この場合、事業所利用者には事前に休業する旨を周知させるものとする。

(2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間：午前9時30分から午後4時30分までとする。

第6条 (指定通所介護・第一号事業の利用定員)

事業所の利用定員は35名とする。

第7条 (指定通所介護・第一号事業の内容)

事業所における通所介護・第一号事業の内容は次のとおりとする。

(1) 送迎：送迎が必要な利用者には、専用車にて自宅までの送迎を行う。

(2) 健康チェック：血圧、体温、脈拍等、健康状態のチェックを行う。

(3) 機能訓練：日常生活動作など、個別の機能回復訓練を行う。

(4) 昼食・おやつ：味付け、大きさ、食べやすさ、固さ等状態に考慮して提供する。

(5) 入浴・特殊浴：利用者及び家族の希望により必要な介助を行い、入浴及び特殊浴を提供する。尚、当日の心身の状況により中止することもある。

(6) その他：四季折々の季節行事や各種ゲーム、趣味、生きがい活動を行う。

第8条 (通常の事業の実施範囲)

原則として、長岡京市、向日市、大山崎町とする。

第9条 (利用料等)

1 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働省大臣又は市町村が定める基準によるものとし当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担額を利用者から徴収する。

2 上記以外のサービス提供以外に食費・おやつ代として682円を徴収する。

3 サービスを提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対しサービス内容及び費用について説明を行い文書にて同意を得る。

4 レクリエーション等特別に費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、文書にて同意を得たものに限り徴収する。

第10条 (サービス利用に当たっての留意事項)

事業所内「機能訓練室」を利用する際、職員は、利用者が他の利用者との事故や「機能訓練室」内の備品等による事故にあわないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第11条 (事故時の対応について)

1 サービス提供中の事故の場合

① サービス提供中の利用者の事故・急変時には、主治医又は病院に連絡し指示を仰ぐ。

② 主治医と連絡が取れなかった場合、千春会病院に搬送し処置を行う。

③ 家族・ケアマネージャーに連絡し、必要に応じて市町村に報告する。

2 送迎中の事故の場合

- ① 人身事故を起こした場合、119番通報し救急車を手配し、110番通報する。
- ② 事故以降の利用者の送迎を円滑に進めるため、代車の手配をする。
- ③ 事業所の管理者に報告し、必要に応じて市町村に報告する。

第12条（緊急時における対処方法）

職員は通所介護・第一号事業サービスを提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

第13条（非常災害等）

- 1 火災等、非常災害が生じた場合、職員は迅速かつ適切に利用者を安全な地域まで誘導しなければならない。
- 2 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第14条（衛生管理等）

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。
 - (1) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的実施する。
- 3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

第15条（苦情処理）

サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

第16条（秘密保持）

- 1 事業者および当該事業者に従事する者及び従事していた者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も同様である。
- 2 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いない。

第17条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う事とする。

- 1、虐待防止のための指針を設ける。
- 2、虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を措置する。
- 3、虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4、虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

第18条（サービスの提供記録）

サービス提供記録の保存年限は5年とする。

第19条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業者は社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修（基本・応用各年6回、全体研修基本・応用各年6回）の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 事業者は事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 3 職員は業務上知り得た秘密を保持する。なお、この取り扱いは職員でなくなった日以降も同様である。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団千春会が定めるものとする。

（附則）

- この規定は、平成27年 4月16日より施行する。
この規定は、平成27年 8月 1日より施行する。
この規定は、平成28年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成29年 3月18日より施行する。
この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成30年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成31年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和元年 10月 1日より施行する。
この規定は、令和元年 11月26日より施行する。
この規定は、令和2年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和3年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和5年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和5年 5月 1日より施行する。

せんしゅんかいデイサービスセンター 羽根車

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人社団 千春会が開設する、せんしゅんかいデイサービスセンター羽根車(以下「事業所」という)が行う認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、デイサービスセンターの機能訓練指導員、生活相談員、その他の職員(以下「職員」という)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

- 1 事業所の職員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 介護事業に係わる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

第3条 (事業の名称等)

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：せんしゅんかいデイサービスセンター羽根車
- (2) 所在地：長岡京市今里庄ノ淵32

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名(業務に支障のない限り他の職種との兼務を行えるものとする)
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元化に行うとともに、従業者に事業に関する法令などの規定を順守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員：2名以上(サービス提供時間を通じて毎日常時1名以上配置)
生活相談員は、利用者の生活向上を図るため、利用者からの相談に応じるとともに必要な助言、その他の援助などを行う。
- (3) 介護職員又は看護職員：2名以上(うち1名以上はサービス提供時間を通じて常時従事する)
介護職員は、入浴、食事等の介護サービスを提供、又は必要な支援を行う。
看護職員は、利用者の健康管理業務等を行う。
- (4) 機能訓練指導員：1名以上
機能訓練指導員は、機能の減退を防止する為の訓練指導及び助言を行う。
- (5) 歯科衛生士：1名以上
歯科衛生士は利用者の口腔機能を把握し口腔清掃の指導もしくは実施、又は摂食・嚥下に関する指導及び訓練を、他の職員と連携し行う。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：通常 月曜日から日曜日まで無休とする。

但し、12月31日から1月1日及び、事業所の諸般の事情により休業日を設ける場合がある。この場合、事業所利用者には事前に休業する旨を周知させるものとする。

(2) 営業時間：午前9時30分から午後6時30分までとする

(3) サービス提供時間：①午前10時30分から午後4時30分までとする。

②午前10時30分から午後5時30分までとする。

※午後4時30分～5時30分までの1時間を保険外サービスとして500円で利用できるものとする。

第6条 (事業の利用定員)

事業所の利用定員は12名を1単位とし、2単位とする。

第7条 (事業の内容)

事業所における事業の内容は次のとおりとする。

(1) 送迎：送迎必要な利用者に、専用車により家庭までの送迎を行う。

(2) 健康チェック：血圧、体温、脈拍等、健康状態のチェックを行う。

(3) 活動：日常生活動作や集団による機能訓練を行う。

(4) 昼食・おやつ：味付け、大きさ、固さ等、食べやすさ、年齢を考慮して提供する。

(5) 入浴・特殊浴：利用者及び、家族の希望により必要な介助を行い、入浴を提供する。尚、当日の心身の状況により中止することもある。

(6) その他：四季折々の季節行事や、各種ゲーム、趣味、生きがい活動を行う。

第8条 (通常の実業の実施範囲)

原則として長岡京市とする。

第9条 (利用料等)

1 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付

される介護保険負担割合証記載の負担割合を利用者から徴収する。

2 上記以外のサービスの提供以外に食費・おやつ代として682円を徴収する。

3 サービスを提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対しサービス内容及び、費用について内容を説明し同意を得る。

4 レクリエーション等特別に費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

第10条 (サービス利用に当たっての留意事項)

事業所内「機能訓練室」を利用する際、職員等は、通所者が他の通所者との事故や「機能訓練室」内の備品等による事故にあわないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第11条 (緊急時における対処方法)

職員は事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

第12条（非常災害等）

- 1 火災等、非常災害が生じた場合 職員は迅速かつ適切に利用者を安全な地域まで誘導しなければならない。
- 2 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第13条（衛生管理等）

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備 又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。
 - (1) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的実施する。
- 3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

第14条（苦情処理）

サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

第15条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う事とする。

- 1、虐待防止のための指針を設ける。
- 2、虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を措置する。
- 3、虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4、虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

第16条（その他運営に関する重要事項）

- 1 事業者は社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設けまた業務体制を整備する。
- 2 事業者は事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 3 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。なお、この取り扱いは職員でなくなった日以降も同様である。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団千春会が定めるものとする。

（附則）

この規定は、平成27年 3月31日より施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日より施行する。

この規定は、平成28年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日より施行する。
この規定は、平成31年 4月16日より施行する。
この規定は、令和 元年10月1日より施行する。
この規定は、令和 元年11月26日より施行する。
この規定は、令和 2年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和 3年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和 5年 4月 1日より施行する。
この規定は、令和 5年 5月 1日より施行する。

せんしゅんかいグループホーム 小春

認知症対応型共同生活介護及び

介護予防認知症対応型共同生活介護 運営規程

第1条 (事業の目的)

医療法人社団千春会が開設するせんしゅんかいグループホーム 小春（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する従業者（以下「職員」という）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「入居者」という）に対して、適切な認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

第2条 (運営方針)

- 1 事業の提供に当たっては、認知症の症状によって自立した日常生活が困難となった入居者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、心身の特性を踏まえ尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、生活の質を重視した日常生活が継続できるように支援する。
- 2 入居者の認知症状の緩和や悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、連携する介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業にかかわる法律、省令、通達に基づきサービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業所運営を実施するものとする。

第3条 (事業の名称等)

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 せんしゅんかいグループホーム 小春
- (2) 所在地 京都府長岡京市今里庄ノ淵3 2

第4条 (職員の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名

管理者は、事業所の職員の管理及び、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成担当者：2名

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人保健施設や病院等の関係機関との連絡・調整に当たる。

(3) 介護職員：16名

介護職員は、事業所入居者に対し必要な介護及び支援を行う。

第5条 (事業の利用定員)

事業所の利用定員は1ユニット9名、2ユニット9名、合計18名とする。

第6条 (事業の内容)

事業所における指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 健康チェック：血圧、体温、脈拍等、健康状態のチェックを行う。
- (2) 活動：日常生活動作など機能訓練を行う。
- (3) 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話をを行う。
- (4) その他入居者に対する便宜の提供を行う。

第7条 (通常の事業の実施地域)

事業の実施地域は、長岡京市とする。

第8条 (料金等)

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担割合の額を利用者から徴収する。次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受ける。

1 家賃：月額78,425円

2 保証金：入居時に500,000円預かる

なお、保証金については、入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合は、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退去時に残額を返還する。また、未払い家賃がある場合は、保証金から差し引いて家賃に充当することがある。

3 食費：朝402円、昼682円、夕840円

4 共益費：20,370円

5 教養娯楽費：10,184円

6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

第9条 (介護計画の作成)

- 1 事業の開始に際し、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

第10条 (入退居に当たっての留意事項)

- 1 事業の対象者は、要介護者及び要支援者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらおう場合がある。
- 3 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

第11条 (緊急時における対応方法)

職員は事業を提供中に入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告する。

第12条 (非常災害等)

- 1 火災等、非常災害が生じた場合、職員は迅速かつ適切に入居者を安全な地域まで避難誘導しなければならない。
- 2 事業者は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回以上行わなければならない。

第13条 (衛生管理等)

- 1 入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。
 - (1) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的実施する。
- 3 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする。

第14条 (苦情処理)

サービスの提供に係る入居者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、必要な措置を講ずるものとする。

第15条 (地域との連携等)

- 1 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 事業の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」

という)を設置し、おおむね2ヶ月に1回程度、運営推進会議に対しサービスの状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

3 前項の報告、要望、助言等について記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

第16条 (虐待防止のための措置に関する事項)

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う事とする。

- 1 虐待防止のための指針を設ける。
- 2 虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を措置する。
- 3 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。
- 4 虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

第17条 (その他運営に関する重要事項)

- 1 事業者は社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 事業者は事業所内の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務体制、その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。
- 3 職員は業務上知り得た秘密を保持する。なお、この取り扱いは職員でなくなった日以降も同様である。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団千春会が定めるものとする。

(附則)

この規程は平成 27年 3月 31日より施行する。

この規程は平成 27年 8月 1日より施行する。

この規程は平成 28年 4月 1日より施行する。

この規程は平成 29年 4月 1日より施行する。

この規程は平成 30年 4月 1日より施行する。

この規程は平成 31年 4月 1日より施行する。

この規程は令和 2年 4月 1日より施行する。

この規程は令和 3年 4月 1日より施行する。

この規定は令和 5年 4月 1日より施行する。

この規定は令和 5年 5月 1日より施行する。